

千葉県水道局告示第1号

水道法第16条の2第1項の規定により、下記の者を千葉県水道局指定給水装置工事事業者に指定したので、千葉県水道局指定給水装置工事事業者規程第5条第1号の規定により告示します。

令和8年1月6日

千葉市長 神谷俊一

所在地	東京都東久留米市前沢五丁目34番17号
商号	株式会社東和商会
代表者	代表取締役 野田 昌宏
指定年月日	令和7年11月20日
指定番号	第476号